

農業経営基盤強化促進法等
2022年改正二段対照式法令集

農業経営基盤強化促進法等 2022年改正 三段対照式法令集

○農業経営基盤強化促進法	昭和五十五年法律第六十五号	1
○農業経営基盤強化促進法施行令	昭和五十五年政令第二百十九号	1
○農業経営基盤強化促進法施行規則	昭和五十五年農林水産省令第三十四号	1
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）	令和四年四月二十日衆議院農林水産委員会	69
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）	令和四年五月十九日参議院農林水産委員会	71
○農地中間管理事業の推進に関する法律	平成二十五年法律第一百号	73
○農地中間管理事業の推進に関する法律施行令	平成二十六年政令第四十六号	73
○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則	平成二十六年農林水産省令第十五号	73
○農地法	昭和二十七年法律第二百二十九号	115
○農地法施行令	昭和二十七年政令第四百四十五号	115
○農地法施行規則	昭和二十七年農林省令第七十九号	115
○付録		
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要	令和四年三月農林水産省	253

○農業経営基盤強化促進法

昭和五十五年
法律第六十五号

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条）

第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十）

第三節 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第十一条の十一・第十一条の十二）

第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等

第一節 農業経営改善計画（第十二条―第十四条の三）

第二節 青年等就農計画（第十四条の四―第十五条）

第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十六条）

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等

第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施（第十七条）

第二節 利用権の設定等の促進（第十八条―第二十二の八）

第三節 農用地利用改善事業の実施の促進（第二十三条―第二十六条）

第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進（第二十六条の二―第二十八条）

第五章 雑則（第二十九条―第三十四条）

第六章 罰則（第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生

○農業経営基盤強化促進法施行令

昭和五十五年
政令第二百十九号

○農業経営基盤強化促進法施行規則

昭和五十五年
農林水産省令第三十四号

活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（責務）

第二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の導入、農業に関する研究開発及び技術の普及その他の関連施策を総合的に推進するように努めなければならない。

（農業経営基盤の強化の実施）

第三条 農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。

（定義）

第四条 この法律において「農用地等」とは、第二十二条の八を除き、次に掲げる土地をいう。

一 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のため

めの採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

2 この法律において「青年等」とは、次に掲げる者をいい、青年等について「就農」とは、農業経営の開始又は農業への就業（第三号に掲げる者にあつては、農業経営の開始）をいう。

一 青年（農林水産省令で定める範囲の年齢の個人をいう。次号において同じ。）

二 青年以外の個人で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるもの

三 前二号に掲げる者が役員を過半数を占める法人で、農林水産省令で定める要件に該当するもの

法（四条）

（青年の年齢）

第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める範囲の年齢は、原則として十八歳以上四十五歳未満とする。

（効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者）

第一条の二 法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める者は、年齢が六十五歳未満であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 商工業その他の事業の経営管理に三年以上従事した者
二 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者

三 農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者
四 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者
五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（法人の要件）

第一条の三 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める要件は、当該法人の役員である同項第一号又は第二号に掲

施行規則（一条―一条の三）